

「新たな財務会計システムの構築に向けた基本構想策定支援業務委託」 受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 財政局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「委員会要綱」という。）第2条の規定に基づき、「新たな財務会計システムの構築に向けた基本構想策定支援業務委託」を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により受託候補者を選定する場合の手続き等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会要綱第6条に定められた審議事項は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
 - ア プロポーザルの公募条件の決定
 - イ プロポーザルの評価方法の決定
 - ウ 提出要請書の審査
 - エ その他必要と認めるもの
- (2) 特定に関する審査
 - ア プロポーザルの評価
 - イ 受託候補者の特定
 - ウ プロポーザルの評価結果の通知
 - エ その他必要と認める事項

(提出要請書)

第3条 プロポーザルの提出要請書には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該業務の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 新たな財務会計システムの構築に向けた基本構想策定支援業務委託プロポーザル評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 提案者の業務実績等
- (2) 配置予定者の業務実績、経験等
- (3) 当該業務の実施方針

- (4) 当該業務に関する具体的な提案
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案者の業務実績等
 - (2) 配置予定者の業務実績、経験等
 - (3) 業務実施方針の妥当性・実現性等
 - (4) 提案内容の妥当性・実現性等
 - (5) その他、当該業務に対する提案力・考察力・協調力等
 - (6) ワーク・ライフ・バランスに関する取組
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の集計及び報告
 - (3) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
- | | |
|------|------------------------|
| 委員長 | 財政局総務課長 |
| 副委員長 | 最高情報統括責任者補佐監 |
| 委員 | 政策局政策課長 |
| 委員 | 財政局契約第二課長 |
| 委員 | 財政局財政調査担当課長 |
| 委員 | 総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課長 |
| 委員 | 会計室審査課長 |
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の7分の5の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果を財政局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。また、委員長が欠席の場合は、あらかじめ委員長が定めたものがその職務を代理する。
- 6 評価委員会は非公開とする。

(提案資格確認の通知)

第7条 取扱要綱第11条により選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第8条 取扱要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(評価結果の審査)

第9条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1)評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2)評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3)評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4)特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5)その他必要な事項

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。